

その他の課題

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
1	障がい福祉サービスの情報提供について	障がいのある子どもを育てている保護者から、福祉サービスや事業所の情報がないという声がよく聞かれる。また、区内における障がい児・者の事業所が増えたことにより、選択が困難となる事象も浮上している。	区民センター等を利用して、福祉サービスの内容や区内の障がい児・者の各事業所の事業内容・特色等の情報公開イベントを継続的に開催する。	本市では、毎月 1 日時点の指定障がい福祉サービス等事業所の一覧をホームページ上に掲載している。 障がい福祉サービスや障がい児支援サービスを提供する全国の事業所に関する情報については、障がい福祉サービス事業者等情報公表制度に基づき、各事業者が自らの事業所の情報を公表することとなり、福祉医療機構が提供するウェブサイト、WAMNETにおいて誰でも閲覧できる状態となっている。 事業所の選択に困られる場合には、障がい児相談支援事業所や児童発達支援センター等、相談いただける機関をご案内している。 また、地域で生活する医療的ケアを必要とする児童やそのご家族等が、医療的ケアに対応した障がい福祉サービス等事業所を検索いただけるよう、医療的ケアに対応した事業所の一覧や、それぞれが対応可能な医療的ケアの内容等に関する情報をまとめ、本市ホームページ上で公開している。	障がい福祉サービス等の制度に関する情報の発信については、時間や場所を問わずに閲覧が可能であり、かつ適時情報の更新が可能な本市HPを中心に、市民の方にとってより分かりやすいものできるよう適宜見直しをしている。	情報提供	都島区
2	グループホーム等の情報について	現在、基幹センターや地域活動センターにはグループホームの空き状況が公開されているが、必要な人に情報がどこまで行き届いているのか疑問である。	地域移行に取り組んでいる病院や施設にグループホームの情報や基幹センターなどの相談窓口の情報を届ける必要がある。	本市におけるグループホームの指定事業者一覧については、本市ホームページにて広く公開している。また、空き室状況につきましては、市民の方からのご相談の際に活用いただくため関係機関に情報提供することにより了解いただいたうえで、各グループホーム事業者にはご協力いただいているところである。 回答のあったグループホームの空き室状況等について、市民の方の相談窓口である各区役所・こども相談センター・基幹相談支援センター・相談支援事業所のほか、障がい者（児）入所施設に情報提供を行っており、市民の方や医療機関等の支援者からお問い合わせがあった際には資料提供を行っている。	引き続き、空き室状況等、市民の方が必要とされる情報をお届けできるよう準備するとともに、情報提供を行う関係機関について検討していく。		東住吉区
3	受給者証について	相談支援を利用している方で、児童福祉法のサービス（以下、児サービス）と総合支援法のサービス（以下、者サービス）の両方を使っている場合は、相談支援事業所名が児サービスの受給者証にしか記載されない。この場合、者サービスだけ提供している事業所があれば、相談支援の利用状況を受給者証で把握することができない。	児サービス・者サービス、どちらの受給者証にも相談支援事業所名が記載されるべきと考える。	児童福祉法と障害者総合支援法のいずれのサービスも利用する場合、本市では報酬上の観点から混乱を避けるため、障がい児相談支援のみの支給決定を行うこととしている。 また、障がい児相談支援事業者は、児童福祉法に基づくサービスと障害者総合支援法に基づくサービスの利用計画を一体的に作成し、モニタリングを実施することとなり、その過程において利用先事業所とのサービス担当者会議の実施や計画の共有を行うものとなっていることから、サービスを提供するすべての事業所と連絡・調整が行われるものと考えている。	児童福祉法と障害者総合支援法のいずれのサービスも利用する児童について、障がい児相談支援の利用状況をすべての利用先事業所が把握できるよう、現在の取扱いを徹底していく。 また、いただいたご意見を踏まえ、今後の制度改革、システム改修等の機会に、受給者証の記載事項について検討していく。		東住吉区
4	1～3月に18歳を迎え、卒業後も障がい福祉サービスを利用する者への障がい支援区分認定申請手続きの案内の前倒し等について	認定申請手続きの案内は、18歳到達月の3か月前に発送しており、1月～3月生まれの卒業予定者は卒業後の進路がなかなか決まらないという不利益を被る可能性がある。 卒業後の進路の決定のために認定調査を希望する場合は、適時申請が可能ではあるものの、保護者・支援者・学校関係者がそうした取扱いを知らず、結果的に18歳到達月の3か月前の案内を待って申請しているのが現状である。	生まれ月によって不利益を被ることのないよう、認定申請手続きの案内を前倒すか、卒業後の進路の決定のために認定調査を希望する場合は適時申請が可能であることを広く周知していく必要がある。	障がい福祉サービス等を利用されている障がい児に対しては、18歳到達月の3か月前に認定申請手続きの案内文書を発送している。 障がい支援区分認定については、サービス利用のための手続きの一つであることから、通常、手続きに必要な期間を考慮し、また直近の状況等に基づき審査を行うため、前述のとおり案内しているが、申請自体はこれに依らず可能であるため、希望される場合は、適時申請を受理しているところである。	障がい福祉サービス等を利用されている障がい児に対する認定申請手続きの案内文書の発送時期の見直し等については、その他の認定更新対象者への案内と併せ、必要性について検討する。		東住吉区

その他の課題

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
5	福祉サービス事業所の増設について	此花区の立地条件や歴史、特有の背景などがあり、新規の事業所が増えない。	長年を通して区と一緒に取り組んできたがなかなか事業所の増設には繋がらない。区単位では難しさを感じているので、市としてのバックアップを望む。	本市における障がい福祉サービス事業所数の現状については、ほとんどのサービス種別において毎年増加傾向にある。本市の事業数は、全サービス種別を合計すると約12,000事業所（令和4年4月現在）あり、事業数が最も多い区は西成区の1,179件、最も少ない区は此花区の157件で約7.7倍の差があるが、概ね各区の人口規模と比例している。また、令和元年度に実施した障がい者等基礎調査では、此花区にお住まいの方で障がい福祉サービス等を利用している方のうち、サービスの利用にあたり「事業所が足りない・職員が足りない」と感じていらっしゃる方は、約2%となっている。各障がい福祉サービス等事業所においては、それぞれの事業所においてサービス提供実施地域や送迎地域を定めており、ほとんどの事業所では、事業所所在区に留まらず、近隣地域へのサービス提供も実施していただいている。なお、本市における各障がい福祉サービス等事業の指定については、関係法令に基づいて行っているところであるが、現状、サービス種別や事業所の所在地等を制限又は推奨することは行っていない。	障がいのある方が安心して地域で生活するためには、各障がい福祉サービス等の提供体制を確保することが重要であると認識しており、本市障がい福祉計画・障がい児福祉計画においても各サービス種別ごとに必要なサービス提供体制を見込んでいる。今後も、本市として必要なサービス提供体制が確保できるよう、障がい者等基礎調査等を踏まえ検討していく。	社会資源	此花区
6	介護福祉人材の育成・確保について	地域生活において必要な時間帯（特に早朝、週末、祝日）、通院介助、強度行動障がいの方や医療的ケアが必要な方が福祉サービスが利用できない事例が生じている。	各区の受け皿が困難となっている実態や内容の把握を行い、共通課題を洗い出す必要がある。市全体で事業所への障がい研修を実施し、介護福祉人材の育成に努め、受け皿への補助などについて積極的に働きかける。	大阪府社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉専門職向けに障がい者福祉関係研修を実施している。なお、サービス従事者の要件となっている資格を取得するための研修については、大阪府において実施しており、研修の案内があった際には指定障がい福祉サービス事業所等へ積極的に周知を行っている。	必要な介護福祉人材を確保できるよう、引き続き研修の実施及び周知に努めていく。		生野区
7	大阪市障がい者グループホーム整備費補助について	受け皿となるグループホームが増加してきている中で、区分5、6の重度の人を受け入れる場合のみ改造費が補助される」こととなり、これまで対象だった敷金・礼金補助、物件購入費補助等も対象から外れた。精神障がい者は区分5、6認定されることが少ないことから精神のグループホームはほぼ対象から外れ、また自火報設置等も自費負担となることが懸念される。	精神科病院等からの移行者を受け入れる場合等であれば、一概に区分のみで区切るのではなく、個別で協議ができるようにする。	グループホーム整備補助事業の実施により、新規設置の促進に取り組んできたところであるが、グループホームの整備状況を踏まえ、また、医療的ケアを必要とする障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図るためにも、令和4年度における当該事業の対象を区分5・6の障がい者を新たに受け入れるグループホームとし、改造工事費の補助を実施している。	引き続き、グループホームの整備状況等を踏まえながら、補助制度の内容について検討を行う。		住吉区
8	社会資源の不足について	まだまだ障がいのある人が地域で生活をおくるための社会資源が足りておらず、具体的には次のような状況が見受けられる。 ・ヘルパー不足により、ヘルパー事業所にサービスを依頼しても断られる ・身体障がい対応のGHが少ない ・行動障がい対応のGHが少ない ・ショートステイを引き受ける事業所が少ない	社会資源の充実に向けた取組を進める必要がある。	既存の社会資源を有効に活用できるよう、本市では指定障がい福祉サービス等事業所の一覧をホームページ上で公開している。また、グループホームにおける強度行動障がいのある方の受入促進の取り組みとして、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備している。そのほか、人材確保に向けては、福祉の仕事に対するイメージアップにつながるよう「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施している。	本市の社会資源を必要としている人が最大限活用できるような情報発信に努めるとともに、新たな福祉人材の確保等に向けた取り組みを継続していく。		東住吉区

その他の課題

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
9	差別解消法の周知と相談体制について	ここ数年、市営住宅に住んでいる障がい者からの相談が増加している。また、相談窓口相談をしたが「自治会のもめごとには入れない」「地活協へ相談してはどうか」と言った対応をされ、どうしたらよいかといった相談が基幹センターに入ることもある。相談窓口や、相談対応のスキームはあるものの、そもそも障がい者差別ではなく、自治会のもめごとと捉えられたり、障がい特性を配慮されずに対応されているケースも見受けられる。障がい者差別解消法に対する周知が不十分なのではないか。	市営住宅で生じた障がい者差別と考えられる事案について、解決に至った事案を共有し、各相談窓口がどのように対応していけば良いか等を知る機会を設ける。まだまだ障がいの特性の理解や障がい者差別に対する周知が不十分とも考えられるので、より広く、さらなる周知、啓発が必要と考える。	相談窓口の職員のみならず、すべての職員が話を聞いたときに障がい者差別の問題ではないかと気づけるように、全職員の理解の向上を目的として研修を実施している。 また、市営住宅担当窓口職員に対する研修を実施している。	相談窓口の職員のみならず、すべての職員に対して引き続き研修を行い、意識の向上を図るとともに、市営住宅の関係部局や各区の相談窓口担当課とも連携をしながら対応策を検討していく。 まずは、各区の相談窓口からヒアリングを実施するなど、課題を整理する。あわせて事案の共有をし、対応力の向上をめざす。	差別	此花区
10	市営住宅の自治会における障がいを持つ入居者への配慮について	市営住宅に入居されている障がい者の方への障がい者差別的発言やトラブルが生じている。（例：障がいを理由として、清掃作業等の自治会活動に参加できないことによるトラブル）	自治会向けの障がい者差別における市営住宅での事案・事例集（イラスト）の作成等により、住民、自治会への理解啓発や障がい者について合理的配慮がなされるよう取り組む必要がある。	啓発チラシを作成し、各市営住宅の連絡員の方々のご協力を得て、掲示や回覧などの方法で啓発に努めている。また、令和3年12月発行の市営住宅だよりにおいて啓発記事の掲載を行った。	今後も啓発チラシを用いた啓発や市営住宅だよりへの掲載を続けながら、自治会の理解が進むような、啓発媒体の作成を検討していく。		西成区
11	有料老人ホームについて	有料老人ホームでは、障がいのある方も多く暮らされている。コロナ禍において、高齢者を守るための必要な措置ではあるが、外出や面会が制限され、過剰な制限につながることもあった。	必要な通院や、必要な日中活動への参加など、社会生活に欠かせない外出までもが制限されてしまわぬよう、行政から明確な指針を出して、必要な外出が図られるようにする必要がある。	大阪府「府民への呼びかけ及び高齢者施設への要請」や本市「市民の皆さんへのお願い」を受け、各施設では施設利用者との入居契約内容を踏まえ、外出や面会を含めたコロナ禍での感染拡大防止策を実施している。本市として、コロナウイルス感染の発生に備えた対応や必要な日中活動への参加などが不当に制限されることのないように施設を訪問するなどし周知等対応を行ってきた。	必要な日中活動への参加などが不当に制限されることを防ぐため、本市「市民の皆さんへのお願い」等の取り組みを念頭に、コロナ禍における施設及び利用者から受ける日々の電話やメール等での相談対応、また施設への定例の立入検査時等での聴き取りを行い、必要に応じて助言・指導を行う。	事業者指導	東住吉区
12	障がい者福祉事業者による、制度特性を利用した悪質な事業行為の増加（障がい者ビジネス）について	区内の就労系事業所および相談支援事業所数は、他区と比較し著しく増加している。各事業所にて種々の取り組みを行い、地域福祉の推進に寄与している。その一方で、事業所の利益目的で、相談支援事業所、就労系事業所、医療機関が連携し、昼食と作業工賃等を餌に当事者のニーズおよび自立において不適当な支援を行う事業所が増加し、『障がい者ビジネス』が課題となっている。	「障がい者ビジネス」を実施する事業所の多くが、支援ネットワークへ参画することがなく、実態が把握することが困難なことが現状である。そのため、自立支援協議会への参加を強く促進する等の対策が必要である。また、「事業費の確保」に重点を置いた監査の実施、同法人内の事業所につなげることへの制限、分野別事業所研修の実施等についても必要である。本課題は現象論となり、また実数としての把握が困難である。そのため、「障がい者ビジネス」としての数値的根拠については今後の課題である。	障がい福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、障がい福祉サービス等を提供する事業者が増加する中で、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業者が提供する障がい福祉サービス等の質の確保・向上を図っていくことが重要である。 そのため、本市では指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者等に対して、法令、基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行い、各事業者における利用者の生活実態、サービス提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、よりよいケアの実現を図るための指導・助言等を行っている。	引き続き、事業者等に対してサービスの質の確保及び適正な給付費の請求等を促す等、事業者等の適切な運営に向けた指導等を行っていく。		西成区

その他の課題

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
13	保護者の子育て支援について	障がいを持つ子どもたちの育てにくさを感じている保護者が多く、対応の仕方がわからないまま、親子の関係性やこどもの発達に悪影響を与えてしまっているケースが見受けられる。ひいては虐待にもつながりかねない。	ペアレントトレーニングを各区で開催し、障がい児への対応を子育ての早い段階で保護者が学べる場を設ける。	各区独自事業として、ペアレントトレーニングを約10カ所の区役所にて実施している。 また、局事業として福祉局が委託する発達障がい者支援センターにおいて、区での実施状況を踏まえ、ペアレントトレーニングを実施している。	各区独自事業として、新たにペアレントトレーニングを実施する場合は、講師の紹介などの後方支援を実施、また局事業として実施しているペアレントトレーニングについては、引き続き各区での実施状況を踏まえて、実施していく。	障がい児支援	都島区
14	障がい児給付の対象者について	放課後等デイサービスは、高校卒業の3月末まで受給できるが、留年や入学した年齢が遅かった等の理由で20歳到達後に卒業を迎える方で、20歳誕生日の前日までしか給付が認められず、在学中であるにもかかわらず年度途中で放課後の居場所がなくなってしまう。障がい者の日中系サービスも在学中のため利用できない。また、専修学校等、学校教育法第1条に定められる学校以外に在籍している障がい児は、放課後等デイサービスの利用ができない。児童発達支援の利用となるが、未就学児がほとんどで年齢が高い障がい児の児童発達支援事業所を探すことが難しい。	20歳到達をもって一律に給付できなくなるのではなく、本人や家庭の状況に応じて柔軟に対応できる仕組みが必要である。また、児童発達支援についても、15歳以上の障がい児に対応した児童発達支援事業所の確保や、居場所づくりが必要で、現行法の隙間となる障がい児の支援体制の整備が望まれる。	児童福祉法において、児童とは18歳に満たないものと定義されており、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障がい児通所支援給付費の対象となるのは、原則として18歳未満の児童とされている。加えて放課後等デイサービスは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児についてサービスを提供するものとなっている。 また、法第21条の5の13において、従前から放課後等デイサービスを受けている障がい児が、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満18歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満20歳に達するまで利用できることとなっている。	障がい児通所支援については児童福祉法に定められたサービスであり、法令の規定により、20歳以上の障がい者について障がい児通所給付費を支給することはできない。 なお、令和6年度より施行される改正後の児童福祉法では、学校教育法第1条に規定される学校等に加え、専修学校等が放課後等デイサービスの対象となる旨の改正が行われた。また同じく令和6年度に予定されている障がい福祉サービス等の基準省令改正・報酬改定等に向け、厚生労働省においても障がい児通所支援に関する検討会が開催される等、障がい児通所支援について議論されているところである。 福祉局としても、国における議論や今後の制度改正を踏まえ、必要なサービスが円滑に利用できるよう必要な対応を検討していく。		阿倍野区
15	家事援助の育児支援について	就学前の子どもがいる保護者について、家事援助による育児支援が可能であっても、その子どもに障がいがあれば、身体介護が必要な場合がある。	個別のニーズに基づいた支給決定がなされる必要がある。	保護者が本来家庭内で行うべき養育について、保護者本人の障がいによって行うことが難しく、こども自身が一人で対応できず、他の家族等による支援が受けられない場合は、保護者の家事援助（育児支援）の対象としている。就学前児童に対するケアは基本的に保護者の養育義務の範疇と思われるが、こども自身の障がいによって身体介護が必要な状況である場合は、こども自身に身体介護の決定を行う場合もある。	今後とも、支給決定にあたっては本人や家庭の状況を十分に聞き取り、個別の状況に応じた決定を行っていく。	支給決定	東住吉区
16	計画相談の利用開始方法について	計画相談の利用率が上がっていない中で、障がい福祉サービスの利用者が計画相談を追加で利用するのに「次回の更新申請時と変更申請時（サービス内容を変更する場合）」という制限がある。 サービスごとの目標の再設定や、計画相談が関わり始めることによって、基本相談の担保など本人の生活状況には大きな変更が見込まれる。	計画相談を追加で利用するのに「次回の更新申請時と変更申請時」という制限は取り払うべきである。	法令上、継続サービス利用支援はサービス利用支援を受けた者が対象であり、サービス利用支援は障がい福祉サービス・地域相談支援の申請者（変更申請を含む。）が対象であるとされている。そのため、既にセルフプランによって障がい福祉サービス等を利用している方に新たに計画相談支援を決定する場合は、原則として次回の更新申請時もしくは変更申請時となる。	計画相談支援の必要性が高く、速やかに計画相談支援を利用することが望ましい場合であって、具体的に計画相談支援の提供が見込まれる際には、改めて計画相談支援を含む障がい福祉サービス等の支給決定を行う等、法令を踏まえながら、個別の相談に応じていく。		東住吉区

その他の課題

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
17	重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の拡充について	居宅介護が重度訪問介護の利用者（＝ヘルパー利用者）のみが利用できる形の制度設計となっている中で、ヘルパー利用をされていない方（例：生活介護のみを利用）も利用できるように検討いただきたい。	ヘルパー利用者だけでなく、通所施設を利用している方であれば、当該施設職員の付き添いでも利用が可能な制度とする。	介護者がいない者で意思疎通が困難な重度の障がい者等が医療機関に入院する場合に、コミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的とし、居宅介護・重度訪問介護・重度障がい者等包括支援のいずれかを利用している者を対象者としている。	入院時における病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図るための支援としているため昼夜問わず対応が必要となることから、通所事業所職員の対応は難しいと考える。いただきましたご意見は今後の業務の参考とさせていただきますと考えている。	制度内容	西淀川区
18	介護保険の優先適用原則について	障がいのある方が65歳になるなど、介護保険の利用を勧奨されると、利用料の償還払いがあったとしても一時的には自己負担が生じることで、サービス利用拒否につながるケースがある。また、これまで利用していたヘルパー事業所が介護保険の指定を受けていないことで、慣れないヘルパーの利用を余儀なくされる、日中活動の場の変更を迫られるといったケースもある。	介護保険の優先適用原則を廃止し、ニーズによって障がい福祉サービスと介護保険サービスを選択できる制度への変更が必要である。	自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなるが、利用するサービスが介護保険の対象であっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている支援内容が介護保険サービスにより対応可能か否かを適切に判断することとされている。 そのためにも、利用者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等の申請を行っていただき介護保険サービスをどの程度利用できるかを把握することが適当であるとされている。 こうしたことを踏まえ、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定している。	引き続き、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行う。		東住吉区
19	地域生活支援拠点等の機能の整備	大阪市の施策としての面的整備について整えてきているが、それぞれの区によって資源のばらつきがある中、社会資源の少ない当区では協力体制を整えることが難しい。	担当区を超えた連携や調整ができるような体制を整えた施策を考えてほしい。	地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域の障がい福祉サービス事業所や関係機関等の協力体制の確保が重要となることから、本市事業による機能整備とともに、各地域のネットワーク形成や社会資源の改善の場である各区の地域自立支援協議会等における整備の取組みを進めているところである。	現在、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス等事業所の登録を、各区の地域自立支援協議会の協力を得ながら進めているところであるが、サービスの提供にあたっては区域の制約は設けていない。 また、地域生活の支援においては、各地域の実情に応じて、すでに区を跨ぐ連携が実施されているところであり、引き続き、他区の好事例を共有する等、各区の連携の構築に資するよう支援に努める。	地域生活支援拠点等	此花区
20	ICTを活用した支援体制の構築について	コロナ禍において、感染不安のため、特に重度の身体障がいがある方や、そのご家族には、以前のように外出することや通所サービスを利用することに不安を感じられている方も多くあり、それらの方を支援するツールとしてのICTはとても有効である。在宅障がい者に対する、支援方法の一つとして、ICTをさらに拡大、活用できるように支援を求める。また、障がい者に対する相談支援の方法として、ICTの利用について、(事業運営上も、報酬を付与されるなどの)適切な評価を求める。	実際の相談支援でもICTを活用した支援が行われており、今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後もICTを活用した支援の需要はさらに高まるものと考えている。相談支援事業をはじめ様々な障がい福祉サービスにおけるICTを活用した支援の可能性、体制等の整備について国に働きかけるよう福祉局へ要望する。	令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として国の「障がい福祉分野のICT導入モデル事業補助」を65事業所に対して実施した。 令和4年度においても予算計上しており、年度内に事業補助を実施予定である。	ウィズコロナにおける濃厚接触の予防や感染リスク軽減と併せて、業務効率化及び職員の業務負担軽減の推進に向けて、ICTの活用を必要とする障がい福祉サービス事業所に対して、国のモデル事業を継続して実施し、取り組みを促進する。	ICTの活用	港区
21	市長申立による成年後見制度申請時の診断書について	虐待等で当該制度を利用する際、医者にかかっていない場合、初診で診断書を記載してくれる医者を探すのが難しく、後見利用までに時間がかかり、結果権利侵害につながる恐れがある。	虐待等の事案であり、かつかかりつけ医がない等の理由で診断書がとれない場合に、大阪市が医師会等と連携して診断書作成につなげられるような仕組みをつくる。	本人にかかりつけ医がない場合、日常的な本人の様子等を記載した本人情報シートを活用し、近隣の医療機関に相談するなど対応しており、また、大阪市・区虐待防止連絡会議等において、関係機関の制度理解、情報共有、連携強化等に努めている。	成年後見制度の円滑な運用に向け、大阪市・区虐待防止連絡会議、大阪市権利擁護支援の地域連携ネットワーク協議会等を活用し、引き続き医師会等とも連携しながら、虐待対応を含む制度理解の促進等について検討を行っていく。	成年後見	住吉区

その他の課題

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
22	8050ケース等、つながりが希薄な世帯へのアプローチについて	8050ケース等について、住吉区では要支援者台帳整備等と合わせて地域の見守り支援システム構築を進めているが、世帯自体がつながりを希望しなかった場合でサービス利用等もない場合、アプローチが非常に難しく、命に関わる際にも気づくことができない。（子どもに障がい認定等がない場合は要支援者の世帯にならない）	世帯が外とのつながりを希望しない場合は、見守り支援システムだけでは把握やアプローチは難しくなり、個人情報壁が残ることから、8050ケースに該当する場合は要支援者世帯として日頃の見守り相談へつなげる。	「地域における要支援者の見守りネットワーク強化事業」では、各区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置し、福祉専門職（CSW）を配置している。要支援者名簿に記載されていない方であっても、気になる世帯や市民に対しては見守り相談室のCSWが直接出向き、ねばり強く働きかけることで、必要な福祉サービスにつなげられるよう努めている。	気になる世帯等に対して、CSWが出向いて対応し、ねばり強く働きかけを行い、福祉サービスにつなげていくため、地域における見守り活動が活発に行われるよう、CSWが地域の見守り活動を引き続き支援する。	見守り支援	住吉区
23	精神疾患、知的障がいのあるコロナ陽性患者の療養体制について	必要な医療を受けられなかったり、環境の変化によって不安定になったりしている。また、精神疾患があるが故にホテル療養や一般の病院での受け入れが困難とされるケースがある。	疾病、障がい特性を理解して、当事者の日々の生活を担っている職員と、感染症の専門家が連携して、医療と生活の両面のケア体制を確保する必要がある。	・入院先の調整は、原則として、保健所から大阪府入院フォローアップセンターに入院調整の依頼を行い、それぞれの病状や状況を踏まえて同センターにおいて入院先の調整・決定を行うこととなっている。 ・また、宿泊療養先の手配についても、保健所から大阪府に調整依頼を行い、それぞれの病状や状況を踏まえて大阪府において宿泊施設等の調整・決定を行うこととなっている。 ・新型コロナウイルスの感染が確認された場合であっても、ご本人の症状や状況に応じて自宅又は施設内で療養が必要となる場合があり、福祉局では、障がい福祉サービス事業所等に対するかかり増し経費の補助や応援職員の派遣調整、支援場所の確保等に係る後方支援を行うことで、これらの自宅療養を余儀なくされた方々が必要とする障がい福祉サービスと療養環境の確保に努めている。	・国における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等を踏まえ対応を検討する。	コロナ関連	西成区
24	避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進する仕組みづくりについて	自然災害時に障がい者等の避難行動要支援者が避難時や避難所でどのような支援が必要か、誰が手助けしてくれるか、障がい当事者や地域の人々がそれを把握できていない。	避難行動要支援者の個別避難計画を鋭意作成し、避難訓練を共に行っていく必要がある。	災害時の避難支援等を実効性のあるものにするために、現在各区が個別避難計画の作成に取り組んでいる。また、危機管理室としては、各区の個別避難計画の作成にかかる手法や工夫等を各区が情報共有できる仕組みを構築し、個別避難計画作成の促進を支援している。	今後、個別避難計画に基づき、災害時の円滑な避難の実効性を確保するためには、各区において避難行動要支援者の安否確認を含めた訓練を行うことなどが重要だと考える。そのために、引き続き、危機管理室としては、各区の情報共有の仕組みを活用し、訓練の好事例等を共有してもらうことで、各区の訓練の取組みの促進に努めていく。	防災	都島区
25	災害時対策	要支援障がい者に対する行政からの支援等について、区内での調整の中で検討を続けているところであるが、区の全域が津波等の被害を受け、他区への避難を余儀なくされることになるケースが発生することも想定される中で、区をまたがる調整（全市的調整）を必要とする部分があると考える。	区レベルでは行われている、災害対策本部と障がい福祉サービスを提供する立場の者（例：自立支援協議会）の連携について、市レベルでも取り組みを加速させるべきと考える。	福祉避難所については、「福祉避難所・緊急入所施設 設置・運営マニュアル」において、「区は、指定している福祉避難所の受け入れ状況を絶えず把握するとともに、その情報を大阪市に対して報告する。また、区内での対応が難しい場合は、大阪市に対して、区域（必要に応じて市域）を超えた受け入れ調整を要請することができる。」と記載しており、本マニュアルの周知を図っている。	引き続き、「福祉避難所・緊急入所施設 設置・運営マニュアル」の周知を行うことで、各区と連携していく。		西淀川区
26	京橋地区の再開発に向けたユニバーサルデザインのまちづくりについて	<u>京橋地区のイオンモールを中心とする再開発が行われているが、この機に障がい者や誰もが使いやすいユニバーサルデザインのまちづくりにされなければならない。</u>	京橋地区はバリアフリー基本構想の重点地区にもなっているが、この間基本構想の見直しもなされてこなかった。再開発のこの機に障がい当事者を交えた基本構想の見直し、 <u>ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。</u>	・イオン京橋については令和3年に解体されたが、暫定利用期間中においても、スロープの設置により京阪京橋・メトロ京橋とOBP方面をつなぐ車いすルートを確認している。（下線部について回答）	・今後、民間事業者による再開発計画の際には、バリアフリー法をはじめ、京橋地区交通バリアフリー基本構想等を踏まえ、ターミナルにふさわしい移動の円滑化をめざして、民間事業者と協議を行っていく。（下線部について回答）	バリアフリー	都島区
		京橋地区のイオンモールを中心とする再開発が行われているが、この機に障がい者や誰もが使いやすいユニバーサルデザインのまちづくりにされなければならない。	京橋地区はバリアフリー基本構想の重点地区にもなっているが、この間基本構想の見直しもなされてこなかった。再開発のこの機に障がい当事者を交えた基本構想の見直し、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。	・大阪市交通バリアフリー基本構想（「基本構想」）については、平成30年のバリアフリー法の改正を受け、現在、重点整備地区における事業の実施状況などについての分析、評価を行うとともに、学識経験者や高齢者、障がいのある方、交通事業者等で構成する大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会を設置し、基本構想の変更に向けた検討を進めていく。	・令和4年度は、協議会において、学識経験者及び当事者等の意見を聴取しながら、各地区共通の内容として変更骨子案にかかる検討を進める。 ・令和4年度の検討結果を踏まえ、令和5年度以降、各地区の実施状況評価及び基本構想変更に向けた検討を進める。		

その他の課題

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
27	障がい支援区分認定の決定について	区内において、障がい区分の認定に時間を要しており、スムーズに障がいサービスの利用に繋げることができない。	各区の申請数の推移等、大阪市内の障がい支援区分認定調査にかかる業務の実態を把握し、それに応じた職員を配置できる体制づくりが必要である。	障がい福祉サービス利用者が増加傾向にあるうえ、令和 2 年 3 月に始まった障がい支援区分認定等の臨時的な取扱いにより、認定調査から二次判定（審査会）を経ずに12か月までの範囲で区分を複数回更新している方の多くが、通常手続きでの更新申請をされている。 障がい支援区分認定調査を必要とする障がい福祉サービス利用者の増加に対応していくにあたり、円滑に認定調査が実施できるよう、より安定した調査体制等を構築していく必要があると考えており、認定調査など業務のあり方について、要介護認定調査での対応を参考に検討を進めていく。	今後利用者の増加への対応にあたって、円滑な認定調査体制の構築へ向けて検討した結果、現在契約を行っている大阪市社会福祉協議会 1 社だけでなく、複数の事務受託法人で調査を担う体制が必要であると考え、令和 5・6 年度の調査業務委託契約においては、新たな事業者の参入がしやすくなるよう、市内を24区に分けて募集を行う。	その他	生野区
28	昨年度報告分の課題の取り扱いについて	昨年度報告した地域における重要課題について、今年度報告不要とのことだが、未だ解決されていないものが多くあり、地域で取り組むべき課題、市として取り組むべき課題等の整理がされないままに、問題が置き去りにならないか懸念がある。	まずは市としての課題分析と取り組み予定、地域として検討すべき事案の整理等の進捗報告を出す必要がある。	昨年度に各区から報告のあった課題のうち、市地域自立支援協議会で検討すべき課題については、その優先順位を定め、市地域自立支援協議会ワーキング会議等において、その課題解決に向けて検討を進めている。また、その他の課題については、本市施策の検討において活用されるよう、関係部局に情報提供している。	各区から報告のあった課題は、市地域自立支援協議会に諮って検討しているところであり、今年度も引き続き行う予定である。なお、各課題に関しては、事前に各地域において取り組む課題との整理が図られたうえで報告されたものである。		住吉区